

特許通常実施権許諾契約書

株式会社ナニワプロジェクト(以下「甲」という)と一般社団法人ナチュラル・エージ技術協会(以下「乙」という)とは、特許権についての通常実施権の許諾に関し以下のとおり契約を締結する。

第1条(目的)

甲は自己の有する工法特許権(以下「本特許権」という)について乙に通常実施権を許諾し、乙は以下の条項に従い本特許権に係る「一般重曹(インターレジェンス)を試用することによる効果・影響を検証することにある。

第2条(許諾の範囲)

乙が本特許権を実施する権利の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 実施地域: 日本全国
- (2) 実施期間: 平成27年5月29日から平成28年6月1日まで

第3条(ノウハウ・技術情報の提供)

甲は、乙が本特許を実施するにあたって必要とするノウハウ、技術情報等を乙に対し提供・開示し、また乙の要求に従い技術指導にあたる。

2 前項の技術指導にあたり必要とされる交通費等の費用実費は、乙の負担とする。

第4条(帳簿、監査)

甲は本商品の生産、販売につき特別の帳簿を作成し、その状況を常に明らかにしておかねばならない。甲は乙の請求があったときはこの帳簿を何時でも甲又はその指定する者に関覧・監査させるものとする。

第5条(侵害)

甲及び乙は、第三者が本特許権を侵害するのを予防し、侵害する恐れが生じた場合、相協力して当該侵害行為を排除する。

2 第三者が本特許権侵害行為を行っている場合には、甲は自らの責任において、速やかにその侵害差止仮処分及び訴訟提起等の適切な法的手続きをとらなければならない。

第6条(秘密保持)

甲及び乙は、互いに本契約に基づいて知得した相手方の業務上の情報の秘密を保持する義務を負担し、以下の各号に該当する情報を除き、第三者に漏洩又は開示してはならない。

- (1) 相手方から書面による事前の同意を得た情報。
- (2) 本契約に基づいて相手方から技術情報の提供を受ける以前から有していた情報。
- (3) 公知の情報又は相手方が自ら正当に公表した情報。
- (4) 甲又は乙が第三者から正当に入手した情報。

第7条(解除)

甲又は乙が本契約に基づく義務の履行を怠ったときは、本契約の各条項に規定する相手方にその履行を催告し、催告後30日以内に同相手方が履行しないときは、甲又は乙は本契約の全部を解除することができるものとし、かつ同相手方に損害賠償を請求することができる。

2 甲又は乙に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、相手方は何らの通知、催告を要せず直ちに本契約の全部を解除することができる。

- (1) 監督官庁から営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
- (2) 甲又は乙の財産について仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行として競売等の申立、公租公課の滞納処分、破産、会社更生、民事再生手続開始、会社整理の申立があったとき、もしくは清算に入ったとき、あるいは自ら振出しもしくは引き受けた手形ないし小切手が一度でも不渡りとなる等、甲又は乙に支払停止、支払不能もしくはこれらに準じる事由が生じたとき。
- (3) 解散の決議をし、又は他の会社と合併し、本契約の履行に支障をきたしたとき。

第8条(有効期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とする。但し、当該期間満了日の3カ月前までに、甲又は乙から各相手方に対し、書面による特段の申出がない限り、更に1年間更新される。爾後の更新についても同様とする。

第14条(協議)

本契約に定めなき事項又は解釈につき疑義若しくは紛争が生じた事項については、両者信義誠実の原則に従い協議の上解決する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、各自記名捺印の上それぞれその1通を保有する。

平成27年 5月29日

甲

乙

東京都文京区湯島三丁目10番10号
一般社団法人デジタル・エージ技術協会
代表理事 齋藤 与司二

